

船舶事故等調査報告書

平成27年11月26日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015長第67号
事故等種類	乗揚
発生日時	平成27年8月4日 10時40分ごろ
発生場所	長崎県佐世保市 ^{まきのしま} 牧島北西岸（ ^{くじゅうくしま} 九十九島湾） 九十九島湾大崎防波堤灯台から真方位120°2,740m付近 （概位 北緯33°09.24′ 東経129°40.06′）
事故等調査の経過	平成27年8月7日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	ヨット ^{ふく} 福丸IV、8.6トン
船舶番号、船舶所有者等	281-32864大分、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定
死傷者等	なし
損傷	バラストキール及び舵板の各下端に擦過傷
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、船長が船尾で立って舵輪による操舵に当たり、機走により牧島北西岸沿いを約3～4ノットの対地速度で南進中、平成27年8月4日10時40分ごろ牧島北西岸から拡張する浅瀬（以下「本件浅瀬」という。）に乗り揚げた。 本船は、自力で離礁することができなかったが、11時50分ごろ地元漁船により引き降ろされ、自力で航行して最寄りのマリーナに入り、上架して船体の点検が行われた。
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 西、風力 1～2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 高潮時
その他の事項	本船は、喫水（バラストキール下端から海面まで）が約1.8mであった。 船長は、ヨットの操縦経験が約6年で、本船に乗り始めたのは約3年前であり、年間に約6回で約60日の航海を行っていた。 船長は、九十九島湾を航行するのは今回が初めてであったので、パソコンに表示された電子海図により事前に水路状況を調査していた。 船長は、ふだん操舵中にいずれもキャビン内に設置された電子海図及びGPSプロッターを利用する場合、自身でキャビンの出入口から覗き込んだり、他の乗組員に見てもらって報告を受けたりすることがあったが、本事故当時は、電子海図及びGPSプロッターを利用していなかった。 船長は、本事故当時、高潮時であったので水深に注意しようという意識が薄れており、電子海図及びGPSプロッターを利用して船位の

	確認を行わなかったので、本件浅瀬に向く進路で航行した。
分析 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析	あり なし なし 本船は、牧島北西岸沿いを南進中、船長がGPSプロッター等で船位の確認を行っていなかったことから、本件浅瀬に向く進路で航行していることに気付かず、本件浅瀬に乗り揚げたものと考えられる。 船長は、本事故当時、高潮時であったので水深に注意しようという意識が薄れており、GPSプロッター等で船位の確認を行わなかったものと考えられる。
原因	本事故は、本船が牧島北西岸沿いを南進中、船長がGPSプロッター等で船位の確認を行っていなかったため、本件浅瀬に向く進路で航行していることに気付かず、本件浅瀬に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。
参考	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 狭い海域を航行するときは、GPSプロッター等で船位及び前路の水深状況の確認を行うこと。 ・ 搭載している航海機器を十分に活用すること。